（別紙１）

パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方
【「種苗法施行令及び個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び
「種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案」】

○　取りまとめに際し、意見の内容により適宜集約しています。このため、実際の意見数とは一致しません。
○　今回の改正案と直接関係がないため掲載していない御意見等もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

＜優先審査関係＞

	御意見の内容	御意見に対する考え方
【判断基準及び手続の明確化や客観的な証拠を求めることについての御意見】		
1	政令案第五条第一号において「出願者でない者が業として利用していると認めるとき」に優先審査を行うとしているが、「認めるとき」の判断基準が極めて曖昧である。 このままでは、資金力のある大規模種苗業者等が、競合する中小農家や独自に交配を行う小規模育成者を牽制する目的で、証拠が薄弱なまま優先審査を濫発するリスクを排除できない。 出願者からの単なる申し立てや主観的な類似性の主張のみで行政が優先審査を開始することは、現場の農家に無用の萎縮をもたらす。 したがって、第五条第一号を適用する条件として、「DNA 鑑定結果」や「明確な栽培比較データ」など、第三者による無断利用を裏付ける客観的かつ科学的な証拠の提出を出願者に義務付ける旨を明確化すべきである。 行政の判断プロセスの透明性を担保するセーフガードが不可欠である。	優先審査の具体的取扱いについては、「品種登録出願審査等要領」（以下「審査等要領」という。）を改正し、必要な提出書類、優先審査の実施に関して勘案すべき事項等を具体例も交えつつ、明確かつ簡潔に定め、これを弊省ホームページにて公表しました。 また、当該要領において、出願者から優先審査の申し出があった際には、客観的な証拠の提出を求めており、出願者の主張のみで優先順位が決定づけられることはありません。 ただし、 ① 優先審査の申し出を受けて、第三者に照会を行った場合、一定の期間を要し、優先審査の意義そのものを棄損すること ② 出願者しか知りえない、侵害に係る事実を第三者に確認することとなり、プライバシー上の問題があること から、第三者からの反論や通知の機会を設けることは予定していません。
2	現在、日本の農業現場では生産者の平均年齢が 70 歳近くに達しており、高齢化と離農が深刻な課題となっています。今回示された政令案における「優先審査の導入」や「現地調査・栽培試験の手続き・手数料に関する規定」など、実務や制度が高度化・複雑化することで、小規模農家や個人の育種者が手続きに追われ、意欲を削がれることが懸念されます。 特に「他者が業として利用している」ことの認定基準や優先審査の運用においては、出願者や現場の農家に過度な立証負担や費用負担が生じないよう、明確かつ簡素なガイドラインを提示してください。	
3	意見の趣旨	

	上記第２号に該当する品種登録出願について、重要品種の早期かつ広域的な普及を図るという同法及び本政令案の趣旨に照らし、種苗法第１５条の２にいう「必要があるとき」の判断に際して考慮される事情や考え方を、今後公表されるガイドラインにおいて具体例を交えて丁寧に説明すると、出願者が自らの案件について優先審査を利用できるかを判断しやすくなり、制度を利用しやすくなると考える。 意見の理由 「必要があるとき」の判断についてガイドラインで丁寧に説明することの意義 種苗法第１５条の２は、政令で定める場合に該当すれば当然に優先審査を行うという規定ではなく、当該場合において「必要があるとき」に、農林水産大臣が優先して審査を「することができる」と規定している。 このため、本政令案第５条第２号に該当する重要品種の出願であっても、出願者の側からは、どのような事情があれば実際に優先審査の対象となるのかを把握しにくい場合があり得る。 重要品種の制度は、気候変動等の広域的な農業上の課題に対応する品種を育成し、早期に広域普及させることを目的としている。そこで、今後公表されるガイドラインにおいて、例えば、重要品種に該当する出願について優先審査をどのように活用していくのかという基本的な考え方や、「必要があるとき」の判断に際して考慮される事情を、具体例を交えて丁寧に説明すると、出願者は自らの案件が優先審査の対象となり得るかを具体的に検討しやすくなる。 このような点がガイドラインにおいて分かりやすく説明されることは、出願者の予測可能性を高めるとともに、通常の審査との違いや優先審査を利用するメリットを理解しやすくし、制度の利用促進にもつながると考える。	なお、優先審査は、品種登録に当たり、新品種について、出願者の保護を早期に行う必要がある場合に、審査の順番を優先して行うものです。このため、在来品種や一般品種はそもそも品種登録審査の対象となることはないことから、影響は想定されていません。
4	意見の趣旨 種苗法施行令第５条第１号の「出願者でない者が業として利用していると認めるとき」についても、今後公表されるガイドラインにおいて、どのような事情や資料が判断の参考となるのかを具体例とともに説明すると、出願者が申出に必要な資料を準備しやすくなり、優先審査を利用しやすくなると考える。 意見の理由 第１号の「業として利用していると認めるとき」について 本政令案第５条第１号は、出願者以外の者が出願品種を「業として利用していると認めるとき」を優先	

	審査の対象としている。 この場合、第三者の利用状況に関する証拠の全部を出願者が保有しているとは限らない。そのため、利用の事実を示すためにどの程度の資料を用意すればよいのかが分かりにくいと、制度の利用をためらう要因となり得る。 そこで、今後公表されるガイドラインにおいて、例えば、ウェブサイト上の販売表示、販売広告、取引資料その他の客観的資料が判断材料となり得ることや、どの程度の資料があれば申出を検討できるのか、資料が不足する場合にはどのような補充が考えられるのかなどを具体例とともに説明すると、出願者が申出の可否を判断し、必要な資料を準備しやすくなり、優先審査を利用しやすいものになると考える。	
5	「業として利用していると認めるとき」の客観的な認定基準や手続要件が政令上まったく定められていないことは大きな問題だと思います。この内容があいまいなままでは、農家が地域で以前から自家採種・栽培していた在来種や一般品種とよく似た品種を種苗企業等が出願した場合に、元よりその在来種などを栽培していたはずの農家が一方的な差し押さえ受ける可能性がある。これは企業と農家のパワーバランス著しく変化させ、健全な農業を運営できなくする可能性を発生させるものであると思います。またそうなってしまった場合、農家側が潔白を証明するために必要とされる負担が膨大となってしまう可能性が高いことも大きな懸念点です。 日本は元より食料自給率が少ない国です。その中で必要とされるのは農業への安定したサポートであり、それがかえって農家への攻撃となってしまうのは絶対に避けねばならない物事のはずです。そのため、農家の権利を保護することを重点に置き、慎重に扱うことを忘れないでほしいです。	
6	種苗法施行令第5条（新設）について 「優先審査」の要件が曖昧かつ企業優遇である一方、在来種・一般品種を利用する農家が不意打ちを受ける危険性があると考えます。「出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるとき」を優先審査の対象としていますが、「業として利用していると認めるとき」の客観的な認定基準や手続要件が政令上まったく定められておらず曖昧です。このままでは、企業が以前から農家が自家採種や栽培をしていた品種と似た品種を出願した場合、一方的に農家側が差止請求へと持ち込まれる危険性があります。優先審査の基準と手続き要件を明確にするべきです。	
7	品種登録の優先審査における判断基準の明確化と公平性の確保について 品種登録の審査を迅速化することは、育成者権の適切な保護に資するものと考えます。一方、優先審査	

	の運用に当たっては、通常の審査との公平性を確保し、判断の客観性及び透明性を担保することが不可欠です。 本政令案では、出願者以外の者が出願品種を「業として利用していると認めるとき」などを優先審査の対象としていますが、この判断が不明確であれば、申請者や事案によって取扱いに差が生じるおそれがあります。 そのため、当該利用の有無を判断する際の考慮要素、確認方法及び必要な資料の範囲について、運用指針等により可能な限り明確化することを求めます。また、優先審査の対象とするか否かの判断に一貫性を持たせ、制度が恣意的に運用されているとの疑念を招かないようにすべきです。	
8	優先審査の要件及び手続の透明化について 施行令案第 5 条では、出願品種を出願者以外の者が業として利用していると認められる場合などに、優先審査を行うことができるとされています。しかし、第三者による利用をどのような証拠や基準に基づいて認定するのか、判断過程の透明性をどのように確保するのかが重要です。	
9	優先審査の基準について、透明性と公平性を確保してください。	
10	優先審査の対象要件と判断手続を公表してください。	
11	種苗法施行令第 5 条の優先審査において、在来種・一般品種を利用する農家の権利保護を求めます。 種苗法施行令第 5 条の新設案について、優先審査の運用が、従来から種子を利用してきた農家の正当な営みを不当に制約することのないよう、明確な基準を設けることを求めます。 地域で代々受け継がれてきた種子や、農家が自ら採種して栽培を続けてきた品種は、日本の農業と食文化を支える貴重な財産です。これらの種子を将来に引き継ぐことは、農業の持続性や地域の食料生産を守るうえでも重要です。 農家が不安を感じることなく自家採種や栽培を継続できるよう、優先審査の適用に関する基準と手続の透明性を確保してください。	
12	政令案第５条第１号の「出願者でない者が業として利用していると認めるとき」について、認定に必要な資料、判断基準、申出の方法を明確にしてください。出願者の主張のみで優先順位が決まることを防ぎ、客観的な資料に基づく判断を確保してください。	
13	新設される種苗法施行令第 5 条第 1 号は、「出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利	

	用していると認めるとき」に優先審査ができると定めているが、何をもって「業として利用していると認めるとき」と判断するのかの客観的基準および手続要件が欠落している、定義しろ。 農家が従来から自家採種・栽培してきた在来種や一般品種と類似する品種が出願された場合、出願者の一方的な申立てによって優先審査が行われ、不意打ち的に差止請求等が行使される可能性がある。 したがって、第 5 条第 1 号の適用にあたっては、利用者とされた第三者が在来種・一般品種の継続利用等の正当な権原を有していないかを確認する手続および客観的な疎明資料の提出を要件として明記しろ。	
14	出願品種を第三者が業として利用していることを理由に優先審査を行う場合には、単に品種が似ているという理由だけで不正な利用を疑うことがないよう、客観的な判断基準を明確にしてください。	
15	種苗法施行令第 5 条の新設案について、「出願品種を出願者以外の者が業として利用していると認めるとき」の判断基準を明確にし、客観的な資料に基づく判断を義務付けてください。	
16	従来から地域で栽培・自家採種されてきた種子や一般品種について、第三者による利用を理由に優先審査が行われる場合には、既存の利用実態や正当な権原を適切に確認し、関係者に通知や反論の機会を保障する仕組みを設けてください。	
17	また、優先審査は品種登録の審査手続であり、それ自体が第三者による権利侵害を確定するものではないことを踏まえ、農家の従来からの利用実態や正当な権原を確認できる手続を整備してください。	
18	優先審査の要件が曖昧かつ企業優遇である一方で在来種・一般品種を利用する農家が不意打ちを受ける危険性がある。	
19	在来種・一般品種を栽培する農家の「不意打ちリスク」を防ぐべき 【意見】 新設される「優先審査（種苗法施行令第 5 条関係）」の運用にあたっては、審査が迅速化される一方で、既存の在来種や一般品種との類似性チェックが形骸化しないよう、極めて慎重な審査基準を省令等で明文化してください。 【理由】 審査が拙速に行われた場合、農家が長年培ってきた地域特有の在来種に酷似した品種が誤って登録され、	

	農家が後から「権利侵害」として訴えられるリスク（不意打ちリスク）が生じます。	
20	新設予定の種苗法施行令(優先審査)第五条第一項に関しまして、伝統野菜のように地域で生産されていた農作物の場合、企業など第三者の申請が優先的に審査されることで現場の農家の権利が侵害、縮小される可能性があります。農家の権利が脅かされないよう農作物の来歴等慎重な審査を求めます。	
21	当改正案は、農家の権利、タネに関わる市民の権利を不当に制約するものとなっていますので、改正案そのものに反対します。特に、種採取により農業や自家農園を行っている国民の不利益にいっさいならないことが肝要であり、この改正案ではそれが守られないからです。 【種苗法施行令 第5条（新設)】「優先審査」の要件がはっきり示されておらず、企業優遇であり、在来種・一般品種を利用する農家が急にその権利に異議申し立てされて、係争になる危険性があります。 係争になった場合、先祖代々採取し、受け継いできたタネの、厳密な取得元や科学的根拠を要求されますと、専門的な知識を必ずしも有しない農家にとって著しく不利であり、在来種の育成にも心ならずも消極的な姿勢を強制されることになります。	
22	在来種・一般品種を栽培する農家の「不意打ちリスク」を防ぐべき 【意見】 新設される「優先審査（種苗法施行令第5条関係)」の運用にあたっては、審査が迅速化される一方で、既存の在来種や一般品種との類似性チェックが形骸化しないよう、審査基準を省令等でしっかり明文化してください。 【理由】 審査が拙速に行われた場合、農家が長年培ってきた地域特有の在来種に酷似した品種が誤って登録され、農家が後から「権利侵害」として訴えられるリスクがあります。	
23	「出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるとき」が優先審査の対象となっていますが、「業として利用していると認めるとき」は、どのように判断されるのでしょうか。「業として利用している」者の認定基準や、手続きの要件が定められていません。 種苗企業などが出願した品種と、よく似た在来種や一般品種を自家採種・栽培している農家を、「第三者の無断利用」として優先審査する可能性があるのではないでしょうか。	
24	一部企業に過度に有利で、小規模な農業従事者あまりにも不利です。政令案では、種苗法施行令に第5条	

	（出願品種の審査における優先審査をすることができる場合）を新設しています。しかし、第三者の利用を理由とした優先審査は基準が曖昧で、農家が以前から育てていた在来種や一般品種と似た品種が優先審査の対象となる可能性があり、そうした場合、差止請求されるまで農家側が何もできない危険があります。	
25	優先審査（政令第 5 条）における曖昧な要件の厳格化について 「第三者が無断利用している」といった企業側の一方的な申立てによって優先審査（政令第 5 条）が認められる場合、客観的な認定基準や農家側への事前通知・弁明の機会が定められていません。地域で以前から在来種や一般品種を栽培してきた農家が不意打ち的に権利侵害を疑われ、排除されるリスクがあります。優先審査を認める客観的要件の厳格化と、影響を受ける農家への手続的保障を明確に規定してください。	
26	種苗法施行令の一部改正について（第 5 条の新設：優先審査をすることができる場合） 該当箇所：種苗法施行令及び個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案第一条（種苗法施行令第五条の新設） 新設される種苗法施行令第 5 条第 1 号は、「出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるとき」に優先審査ができると定めているが、何をもって「業として利用していると認めるとき」と判断するのかの客観的基準および手続要件が欠落している。 農家が従来から自家採種・栽培してきた在来種や一般品種と類似する品種が出願された場合、出願者の一方的な申立てによって優先審査が行われ、不意打ち的に差止請求等が行使されるおそれがある。 したがって、第 5 条第 1 号の適用にあたっては、利用者とされた第三者が在来種・一般品種の継続利用等の正当な権原を有していないかを確認する手続および客観的な疎明資料の提出を要件として明記すべきである。	
27	優先審査でも、既存品種の確認と小規模な出願者への配慮を確保すること 種苗法施行令第 5 条の優先審査については、第三者が出願品種を利用していると判断するための資料と確認手続を明らかにすること。 例えば、第三者の利用する品種が、地域で以前から栽培されている在来種・一般品種である場合、その経過を示す情報が十分に確認されないまま審査が進むことのないようにする必要がある。 優先審査でも、既存品種との区別性などを十分に確認できる審査体制と、農家や地域の保存団体などか	

	ら寄せられる情報を適切に扱う手続を整備すること。	
28	優先審査の対象となる農家等が不測の不利益を受けないよう、認定基準及び手続を明確化し、必要に応じて関係者に通知し、意見を述べる機会を確保してください。また、在来種や一般品種を従来から栽培・利用している農家の正当な営農活動が不当に制約されないよう、十分な配慮を求めます。	
【手続の透明性の確保についての御意見】		
29	今後定められる具体的な出願手続を示す資料その他の正式な公表資料により、政令で定める場合等への該当性の確認から、優先審査の取扱いに至るまでの基本的な手続上の流れを、継続的に確認できる状態としていただきたいと考えます。	優先審査の具体的取扱いについては、審査等要領を改正し、必要な提出書類、優先審査の実施に関する判断において勘案すべき事項等を定め、これを弊省ホームページにて公表しました。 当該要領は、常に最新のものを当省ホームページで公表することとしており、今後も優先審査の基準や手続について、常に確認できるものと承知しています。
30	意見の趣旨 また、今後公表されるガイドラインにおいて、優先審査の申出の要否及びその方法、提出する資料の例、申出後の手続の流れ、優先審査を行うか否かの判断時期、優先審査の対象となった場合に想定される審査期間等を具体的に説明すると、出願者があらかじめ必要な準備を行うことができ、制度を円滑に利用しやすくなると考える。 意見の理由 優先審査の利用手続をガイドラインで具体的に説明することの意義 優先審査制度を利用しやすいものとするためには、対象となる場合だけでなく、実際にどのような手続を経ればよいのかを利用者が把握できることが重要である。 そこで、今後公表されるガイドラインにおいて、（1）申出の要否及びその方法、（2）申出時に提出する資料の具体例、（3）申出から優先審査の可否判断までのおおよその流れ、（4）優先審査の対象となった場合に通常審査と比べてどの程度の迅速化が期待できるのか、（5）複数の優先審査案件が存在する場合の基本的な取扱い等を、手続の流れが分かる形で丁寧に説明すると、出願者は事前に必要な準備をしやすくなり、制度を円滑に利用することができる。	優先審査の具体的取扱いについては、出願者からの届出に基づいてその要否の判断をすることとしています。 この際の手続の詳細については、審査等要領を改正し、必要な提出書類、優先審査の実施に関する判断において勘案すべき事項等を定め、これを弊省ホームページにて公表しました。 また、品種登録審査の運用については、当該品種の品目、審査の状況に応じて判断されるところ、優先審査についても、審査時期が重なった品種の保護の必要性等を判断し、個別に判断することとなるため、どの程度の迅速化が図られるかや複数の申出が重なった場合の先後関係を予めお示しすることは困難です。

31	優先審査の対象に当てはまることと、実際に優先審査を行う必要があると判断されることは、必ずしも同じではないと考えます。「業として利用していると認めるとき」に、どのような資料や事情を確認するのか。優先審査の申出・受付・判断・通知はどういう流れになるのか。複数の申出が重なった場合にはどう扱うのか。こうした点を、施行時の手引き等で具体的に示していただきたいです。	
【対象品種の選定基準、判断主体及び判断理由の公開方法の説明を求める御意見】		
32	優先審査の対象となる品種の選定基準、判断主体及び判断理由の公開方法について明確な説明を求めます。	優先審査の具体的取扱いについては、審査等要領を改正し、必要な提出書類、優先審査の実施に関する判断において勘案すべき事項等を定め、これを弊省ホームページにて公表しました。 また、優先審査の判断主体は農林水産大臣となります。 なお、優先審査に該当するか否かの判断の理由については、出願者の事情等を明らかにすることとなることから、出願者の権利保護の観点から公開を予定していません。
【優先審査の対象の公平性についての御意見】		
33	施行令第５条第２号は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律第 10 条第３項に基づく出願を一律に優先審査の対象としているが、公的遺伝資源等を活用した特定事業者の出願のみを行政手続上も優先して 35 年から 40 年の独占権を付与することは、地域の多様な種子を保全・育成する小規模農家や育種家との公平性を欠くため、削除または厳格な公共性の審査要件を課すべきである。	重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和８年法律第 71 号。以下「気候変動等対応品種法」という。）は、農業の生産性の向上や農業経営の安定、ひいては国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的としています（同法第１条）。 重要品種となる品種は、 ① 省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持していること ② 当該品種の種苗が広域に普及することが可能なも
34	第２号の問題点　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律に基づく出願の優先審査 「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律第 10 条第 3 項の規定によりされたものであるとき」を無条件で優先審査の対象としています。これは、公的機関の遺伝資源や育種インフラを活用して民間企業が開発した品種について、行政手続上も最優先で審査して 35 年から 40 年の独占権を与える仕組みとして機能し、地域のタネを守る農家や市民育種家との不均衡を生じさせる可能性があります。種苗セクターを国家の特定のバイアスの入った方向で歪めてしまうことは取り返しのつかない大きな損害をもたらす可能性があります。	

	再考をお願いします。本当に日本の農業の未来を考えているのであれば。	のであること などの要件を満たす必要があります（同法第２条第１項）。 また、重要品種育成事業計画の認定（同法第６条第１項）に当たっては、基本方針との適合性、育成する品種が他の品種と明確に区別される見込み、申請者の技術的能力等を確認することとされています（同条第４項）。この認定は、研究機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業のほか「その他の者」も申請することができ、公的な遺伝資源の活用の有無や事業者の規模によって申請者を限定するものではありません。 さらに、育成重要品種の育成者権者には、種苗の利用に対する金銭の額を著しく高い額とするなど、広域の普及の妨げとなる行為をしないよう努める義務が課されています（同法第 11 条）。 このように、気候変動等対応品種法第 10 条第３項に基づく出願に係る出願品種は、多くの農業者がその効果を広く享受することが期待されるものです。 一方、これらの品種は農業をめぐる情勢の変化に対応する優れた特性を有することから、海外等への流出リスクが高いと考えられます。このため、早期の権利保護を図る観点から、一律に優先審査の対象とすることとしたものであり、本政令案は特定の事業者を優遇することを目的とするものではありません。
35	施行令第５条第２号は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律第 10 条第３項に基づく出願を一律に優先審査の対象としているが、公的遺伝資源等を活用した特定事業者の出願のみを行政手続上も優先して 35 年から 40 年の独占権を付与することは、地域の多様な種子を保全・育成する小規模農家や育種家との公平性を欠くため、削除または厳格な公共性の審査要件を課しなさい。	
36	「品種登録出願が重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律第十条第三項の規定によりされたものであるとき」を優先審査できることにしてありますが、公的機関のインフラを活用して民間企業が開発した品種を最優先で審査する仕組みになるのではないでしょうか。	
37	大企業と中小事業者・個人育種家との間で制度利用の格差が生じないための具体的な措置について明確な説明を求めます。	
38	重要品種育成事業に関係する出願についても、認定制度の趣旨に沿って扱うのは当然として、同じ法定要件を満たす出願者のあいだで、組織の規模や属性だけを理由にした不合理な差が生じないようにしてほしいです。個人の育種家、地域の小規模な育種組織、大学、公的研究機関、民間企業など、いろいろな主体が、制度の条件を事前に見通せることが大切です。これは、重要品種の認定を受けていない出願者にも、法令上認められている通常の審査の機会をきちんと確保することと、両立させるべきものだと考えます。	
【権利侵害の判断との区別を求める御意見】		
39	出願者以外の人による業としての利用が確認されたというだけで、すぐに違法な権利侵害が認定された	審査等要領を改正し、当該要領の別添７「優先審査の

	かのように誤解されることがないよう、優先審査のための事実確認と、権利侵害になるかどうかの判断とは、はっきり分けて説明していただきたいと思います。	実施に係る指針」中「【補足】」において、ご意見いただいた内容と同趣旨の記載を行っています。
【優先審査の効果についての御意見】		
40	特に重要品種については、「広域に普及させるために審査を早める」という制度目的と、優先審査を利用した場合に期待できる手続上の効果との関係がガイドラインで分かりやすく説明されると、品種育成機関が育成事業や普及計画の中で優先審査をどのように位置付けるかを判断しやすくなり、有用であると考える。	審査等要領は、あくまで品種登録審査を行う際の判断基準等をお示ししたものであるため、優先審査を利用した場合に期待できる手続上の効果との関係についてはお示ししていませんが、 優先審査制度の導入によって期待される効果としては、 ① 出願者の保護が必要で早期の審査完了が求められる場合、 ② 当該出願品種に係る品目について審査待ちが生じている場合 に、先に出願のあった品種に先駆けて審査が行われ、審査待ちが生じないことによる出願から登録までの期間が短縮される効果が期待されます。 なお、種苗法の一部を改正する法律（令和８年法律第72号。以下「改正法」という。）で規定された制度については、改正法の施行後５年を目途として、運用状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を行ってその結果に基づき必要な措置を講ずることとされています。いただいた運用上のご意見については、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。
41	優先審査制度の導入によって期待される効果と、その検証方法について明確な説明を求めます。	
【施行後の運用についての御意見】		
42	優先審査が始まったあとは、優先対象の処理期間だけでなく、通常審査の待ち時間や処理件数にどんな影響が出ているかも把握し、通常審査に著しい遅延が生じた場合には、審査体制や運用方法を見直せる	改正法で規定された制度については、改正法の施行後５年を目途として、運用状況を勘案して、必要がある

	ようにしていただきたいです。個別の案件の秘密や権利を損なわない範囲で、制度の運用状況がわかる情報も公表していただければと思います。	と認めるときは、検討を行ってその結果に基づき必要な措置を講ずることとされています。いただいた運用上のご意見については、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。 審査体制については、これまで審査能力の拡充に資する施設整備や DNA マーカーによる形質評価等の新技術の導入により、審査の効率化を図ってきたところであり、引き続き、出願者等と連携しながら、効率的な審査に努めてまいります。
43	制度の実施後には、個人情報や審査の適正な遂行に配慮しつつ、優先審査の利用件数や処理状況等を公表し、公平性と実効性を検証できるようにすることを求めます。 審査の迅速化だけでなく、判断の客観性、公平性及び検証可能性を確保してください。	
44	制度導入後の利用実績及び事業規模別の審査状況を公表し、公平性を検証する仕組みについて明確な説明を求めます。	
45	同条第２号に該当する出願を優先する場合も含め、優先・通常それぞれの審査件数と審査期間を公表してください。	
46	優先審査の対象とならない小規模農家や個人の育種家の出願について、審査が過度に遅れ、費用や品種維持の負担が増えないよう、審査期間の見通しを示すこと。	
47	また、特定品種への審査偏重を防ぐため、優先対象外の通常出願であっても出願から登録までの最大猶予期間を設定し、一般の育成者が不測の不利益を被らない仕組みを構築することを求める。	
48	優先審査によって通常審査に遅延が生じないことを担保するための人員・予算措置について明確な説明を求めます。	
49	通常審査の長期化を防ぐ体制を確保してください。審査の迅速化に当たっても、登録要件の確認に必要な調査・試験の水準を維持してください。	
50	限られた予算・審査官の人数などのなかで、第五条各号に該当する特定の品種のみを優先的に審査すれば、必然的に優先枠に該当しない地域の在来種から派生した独自の品種や、中小の種苗業者がニッチな需要に向けて開発した品種などの審査が後回しとなり、長期化する。 品種登録の遅滞は、資金力の乏しい一般農家や中小業者にとって開発資金の回収遅れに直結し、死活問題となる。 結果として、国が推進する特定の重要品種ばかりが市場を席巻し、民間による多様な品種開発のモチベーションが削がれることは、種苗法が本来目指す農林水産業の発展に逆行する。	

	したがって、優先審査制度の導入にあたっては、審査官の大幅な増員やAI技術・画像認識技術を用いた審査効率化など、審査体制全体の拡充策を併せて実行することを確約すべきである。	

＜輸出目的保管関係＞

	御意見の内容	御意見に対する考え方
【表示方法及びその説明についての御意見】		
1	意見の趣旨 種苗法施行規則第１６条の２に定める表示について、今後公表されるガイドラインにおいて、例えば「海外持出・海外持出目的保管禁止（公示（農水省ＨＰ）参照)」のように、輸出及び輸出目的保管の双方が制限されることが直ちに分かる表示例を示すと、農業者、種苗業者、販売事業者、運送事業者、倉庫事業者等（以下本意見において「関係者」という。）が適切な表示を選択しやすくなると考える。また、複数の表示方法について、それぞれがどのような制限を意味するのかを具体例とともに説明すると、実務上利用しやすい。 意見の理由 表示方法をガイドラインで分かりやすく説明することについて 種苗法施行規則第１６条の２は、海外持出し等の制限を表示する方法として、「海外持出等禁止」、「海外持出（保管）禁止」、「海外持出・海外持出目的保管禁止」という複数の表示を認めている。 今回の改正によって新たに重要となるのは、「海外に持ち出してはいけない」ということだけではなく、海外持出しを目的として国内で保管する段階にも法的効果が及ぶ場合があることである。 この点、「海外持出等禁止」という表示では、「等」に何が含まれるのかを表示だけから理解しにくい場合がある。また、「海外持出（保管）禁止」という表示についても、「海外での保管」を意味するのか、「国内における海外持出目的の保管」を意味するのか、一般の関係者にとって直ちには分かりにくい場合がある。 そのため、今後公表されるガイドラインにおいて、例えば「海外持出・海外持出目的保管禁止」という、法的効果を直接表す表示を分かりやすい例として示すと、関係者が自らの取扱いに適した表示を選択しやすいと考える。 また、複数の表示が認められる場合には、ガイドラインにおいて、それぞれの表示がどのような制限内容を意味するのか、どのような場面でどの表示を用いることが考えられるのかを一覧や具体例で説明すると、関係者が適切な表示を選択しやすくなると考える。	従前、海外持出等の制限に関する表示の文言については、種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 16 条の２の表示を付す包装のスペース上の制約と制限内容の伝わりやすさのバランスの観点から、可能な限り用語を統一しつつも、複数の表示形態を提示することで、各種苗事業者のニーズに応じて表示を選択していただく制度としており、今般の改正内容も含め、同様の考え方に基づいて運用していくこととしています。いずれの選択肢においても、制限がある旨を示すものになっており、それぞれの表示に優劣はないため、特定の表示のみを推奨することは予定していません。
2	海外持出し目的の保管に関する表示を明確にしてください。	

	省令案第 16 条の２で認められる「海外持出等禁止」「海外持出（保管）禁止」という表示では、国内での栽培や販売のための通常の保管まで禁止されると誤解されるおそれがあります。「海外持出・海外持出目的保管禁止」など、規制される保管の目的が明確に伝わる表示を基本としてください。	
3	制限表示について、可能な限り用語及び表記方法を統一し、表示を見た者が制限の存在を容易に認識できるようにすること。	
4	制限の内容に応じて、「海外持出・海外持出目的保管禁止」のように保管の目的がはっきりわかる表現を、できるだけ基本の推奨形式にすることを検討していただきたいです。表示を短くしなければならない場合でも、「公示（農水省 HP）参照」とだけ書いてあって、利用者が確認しづらくならないように、該当する公示情報へのたどり着き方や表示の意味を、販売現場向けの案内などで示していただければと思います。	
5	種苗法施行規則の一部改正について（第 16 条の 2・別記様式第 8 号の 2：輸出目的保管制限の届出と表示方法） 該当箇所：種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案 第一条（種苗法施行規則第十六条の二、別記様式第八号の二） 改正案第 16 条の 2 では、種苗に付すべき表示から具体的な輸出可能国名の記載を削り、「海外持出・海外持出目的保管禁止（公示（農水省ウェブサイト）参照)」又は単に「海外持出禁止（公示（農水省ウェブサイト）参照)」と表示することとしている。 しかし、第一に「(公示（農水省ウェブサイト）参照)」という表示のみでは、インターネット環境のない高齢者を含む農家や市民が種苗の現物を見て具体的な制限範囲を確認することができない。第二に、「輸出する目的をもって保管する行為の制限」という内心の目的を問う重大な規制が付されている場合であっても、単なる「海外持出禁止」の表示で代替できる規定（第 16 条の 2 第 1 項第 1 号イ等）となっており、農家が保管行為に伴う法的リスクを正確に認識できない。 したがって、制限の内容（保管禁止の有無および対象国）は種苗の表示または譲渡時の交付書面において具体的に明示することを義務付けるべきである。	従前、海外持出等の制限に関する表示の文言については、種苗法施行規則第 16 条の２の表示を付す包装のスペース上の制約と制限内容の伝わりやすさのバランスの観点から、複数の表示形態を提示することで、各種苗事業者のニーズに応じて選択していただく制度としています。 海外持出しの制限の内容は品種によって様々であり、また変更されることもあるため、これを包装に全て表示することは、スペース上困難であるだけでなく、制限変更に伴った表示変更が随時行われない場合には表示内容と実際の制限内容が一致しなくなるおそれもあります。このため、最新の制限内容を農林水産省ホームページで確認できるよう公表しているところです。インターネット環境のない方であっても、種苗の現物を見て制限ありの表示を確認した場合には、販売者や農林水産省への問い合わせにより制限内容を確認することが可能です。
6	種苗の表示だけで制限内容を理解できるようにしてください。 種苗法施行規則第 16 条の 2 等の改正案について、海外への持出しや輸出目的の保管に関する制限がある場合には、対象となる国や制限の内容を、種苗の表示または譲渡時に交付する書面で具体的に確認でき	

	るようにしてください。 ウェブサイトでの公示を確認しなければ制限内容が分からない仕組みでは、インターネットの利用が難しい農家や、種苗を譲り受けた人が必要な情報を把握できないおそれがあります。農家に過度な確認負担や予期しない法的リスクを負わせない表示方法を求めます。	また、保管の制限は輸出目的の保管が対象であり、海外への持出しを予定している場合に限られます。具体的な制限内容(対象国等)は農林水産省ホームページでの公表や問い合わせにより確認できることから、保管行為に伴う法的リスクを認識できないということにはならないと考えています。
7	農家が制限内容を容易に確認できる情報提供 種苗の利用制限を守るためには、農家がその内容を正確に理解できなければならない。 例えば、表示に「海外持出等禁止」や「海外持出（保管）禁止」とあっても、国内の栽培に使う種苗の通常の保管まで禁止されるのか、農家が戸惑うことが考えられる。ウェブサイトを検索しなければ具体的な内容を確認できない場合には、インターネットの利用が難しい人にも負担となる。 種苗法施行規則第 16 条の 2 の表示については、輸出目的の保管が制限の対象であることを明確にし、対象国などの具体的な制限内容を、表示や譲渡時の交付書面でも確認できるようにすること。 品種の登録状況、審査特性、許諾の窓口や利用条件についても、農家が容易に確認できるようにすること。専門的な資料を公開するだけでなく、その読み方や比較方法について支援を行うこと。	
8	種苗法施行規則第 16 条の 2 第 1 号イ・ロ・ハ及び第 3 号イ・ロ・ハについて 【問題点】 本改正案は、海外持ち出しや海外持ち出し目的の保管に関する制限表示を変更し、「海外持出等禁止」「海外持出（保管）禁止」などの表示を認めるものです。 しかし、制限の具体的な内容を農林水産省のホームページ上の公示に委ねる表示方法では、農業者や購入者が購入時点で適用される制限の全容を把握できないおそれがあります。 特に、海外持ち出し、輸出目的の保管、栽培地域の制限は、それぞれ対象となる行為が異なります。表示が不明確であれば、農業者が意図せず制限に抵触したり、適法な利用まで控えたりする事態を招きかねません。 【要求】 第 16 条の 2 第 1 号及び第 3 号について、制限対象となる行為と適用範囲を購入者が直接確認できる表示方法に改めることを求めます。 ホームページの参照だけに依存せず、種苗の包装や販売時の説明において必要な情報を明示できる制度	

	としてください。 農業者に不利益や過度な萎縮を生じさせるおそれがある規定は、現行案のまま施行しないよう強く求めます。 以上の理由から、特に以下を強く要求します。 種苗法施行規則第 16 条の 2 第 1 号及び第 3 号の制限表示を見直し、農業者が制限内容を明確に把握できる規定に修正すること。	
9	種苗法施行規則第 16 条の 2 第 1 号イ・ロ・ハ及び第 3 号イ・ロ・ハについて 【問題点】 本改正案では、海外持ち出しや海外持ち出し目的の保管に関する制限表示が変更されます。 しかし、「海外持出等禁止」「海外持出（保管）禁止」などの表示に加え、具体的な制限内容の確認を農林水産省ホームページ上の公示に委ねる方法では、農業者や種苗購入者が制限の範囲を十分に理解できないおそれがあります。 特に、海外持ち出し、海外持ち出し目的の保管、国内の栽培地域制限はそれぞれ異なる行為を対象としており、表示が不明確なままでは、意図しない違反や適法な種苗利用の萎縮を招く危険があります。 【要求】 第 16 条の 2 第 1 号イ・ロ・ハ及び第 3 号イ・ロ・ハについて、制限の対象行為、適用範囲、具体的な条件を購入時に明確に確認できる表示方法へ修正することを強く求めます。 ホームページの参照だけに依存せず、農業者が不利益を受けない制度設計を徹底してください。 以上の理由から、次の事項を強く要求します。 種苗法施行規則第 16 条の 2 第 1 号及び第 3 号について、制限内容が明確に分かる表示方法へ修正すること。	
10	海外持出制限に関する表示及び情報提供の改善について 種苗のラベルに海外持出制限等を表示する場合、農家がラベルだけでは制限の具体的な内容を把握できず、別途公示情報を検索・照合しなければならない仕組みは、誤認や確認漏れにつながるおそれがあり	

	ます。 制限の対象となる国、行為及び保管に関する条件等を、可能な限りラベル又は購入時の情報から容易に確認できるようにしてください。インターネットの利用に不慣れな高齢農家も含め、誰もが正確な情報を容易に得られる情報提供体制を整備することを求めます。	
11	種苗法施行規則の一部改正について（第 16 条の 2・別記様式第 8 号の 2：輸出目的保管制限の届出と表示方法） 該当箇所：種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案 第一条（種苗法施行規則第十六条の二、別記様式第八号の二） 改正案第 16 条の 2 では、種苗に付すべき表示から具体的な輸出可能国名の記載を削り、「海外持出・海外持出目的保管禁止（公示（農水省ウェブサイト）参照）」又は単に「海外持出禁止（公示（農水省ウェブサイト）参照）」と表示することとなっている。 しかし、第一に「（公示（農水省ウェブサイト）参照）」という表示のみでは、インターネット環境のない高齢者を含む農家や市民が種苗の現物を見て具体的な制限範囲を確認することが不可能である。高齢化の進む農家に不適切である。第二に、「輸出する目的をもって保管する行為の制限」という内心の目的を問う重大な規制が付されている場合であっても、単なる「海外持出禁止」の表示で代替できる規定（第 16 条の 2 第 1 項第 1 号イ等）となっており、農家が保管行為に伴う法的リスクを正確に認識できない。したがって、制限の内容（保管禁止の有無および対象国）は種苗の表示または譲渡時の交付書面において具体的に明示することを義務付けるべきである。	
12	第 16 条の 2（登録品種などの表示）の改正により、「海外持出・海外持出目的保管禁止」という表示にまとめられています。これでは種苗を購入・保管する農家や市民が、種苗のラベルだけで「どの国への持ち出しが制限されているのか、禁止されているのか」「保管しているだけで権利侵害を疑われる対象の種苗なのか」などが調べられないです。もっと具体的な表示にしてください。	
【制限に関する情報の閲覧についての御意見】		
13	表示に記載された農林水産省の公示情報について、品種名から制限の有無、具体的な制限内容及び適用範囲を容易に確認できる、検索性の高い情報提供を行うこと。また、表示と公示情報の対応関係を明確にし、関係者が自らの取扱いに適用される制限を事前に確認できるようにすること。	登録品種にどのような制限が付されているかについては、農林水産省「品種登録ホームページ」の「品種登録検索」等により最新の公示情報を確認することができるほか、販売者への照会によって確認することも可
14	「海外持出等禁止」の「等」が何を含むのかは、直感的にわかりにくいですし、「海外持出（保管）禁止」	

	の「保管」も、国内での作付けに備えた通常の種苗の保管まで禁止されていると、誤解されかねません。改正法が対象としているのは輸出目的での保管であって、一般的な国内での保管とは別のものです。ここを混同させないことが大切だと思います。なお、個々の登録品種を国内で利用できるか、自家増殖ができるかどうかは、別途、育成者権や許諾条件などによって決まる、ということもあわせて説明しておく必要があるでしょう。 表示を短くしなければならない場合でも、「公示（農水省 HP）参照」とだけ書いてあって、利用者が確認しづらくならないように、該当する公示情報へのたどり着き方や表示の意味を、販売現場向けの案内などで示していただければと思います。 また、海外持出しの制限には、対象となる国や地域などの条件が関わる場合があります。表示に「禁止」と書かれているだけで、あらゆる国への輸出や、国内でのすべての保管が一律に禁止されていると受け取られてしまわないよう、具体的な公示内容との照らし合わせ方を説明していただきたいです。	能です。
15	農業者や種苗事業者が公示情報を照らし合わせるときには、流通名と登録品種名が違う場合もあり得ます。品種名、登録番号、制限の内容、対象となる国・地域、情報の更新日などを、できる範囲でわかりやすく確認できる仕組みがあるとありがたいです。インターネットを使いにくい農家が取り残されないよう、都道府県の普及指導機関や農協などからも、同じ説明にたどり着けるようにしておくことも有効だと思います。新たな一律の報告義務を増やすのではなく、すでに公表されている情報を見つけやすくして、誤解や確認の負担を減らす方向で整備していただければと思います。	
16	利用者が表示及び農林水産省の公示から、対象品種に適用される制限の範囲、禁止される行為及び遵守すべき条件を正確に確認できるよう、表示と公示の対応関係及び情報提供の方法を明確にされたい。 既存資料により確認できる事項と、現在制度上定められていない事項を区別して提示すること。	
【表示内容の変更理由を問う御意見】		
17	種苗法施行規則第 16 条の 2 の改正案では、登録品種の海外持出し等に関する表示方法が変更されている。 表示文言の変更が、制限内容の明確化を目的とするものなのか、実際の制限対象や禁止行為にも変更が生じるものなのかを区別して説明されたい。	これまで種苗法施行規則上で定められていた表示文言の変更は、改正法による実際の制限内容の変更に伴った変更です。法改正により、種苗等の海外持出しの前段階である海外持出し目的での保管にも育成者権の消尽の例外として育成者権の効力が及ぶこととされたことを踏まえて表示の文言を変更しています。

【現行の表示の継続使用についての御意見】		
18	（意見） 以下の現行表示を引き続き使用できる取扱いを要望します。 ・海外持出禁止（公示（農水省 HP）参照） ・〇〇のみ輸出可（公示（農水省 HP）参照） （理由） 現行表示は既に業界内で広く使用され、利用者にも分かりやすい表示として定着しています。また、具体的な制限内容については公示を参照する仕組みとなっていることから、輸出目的の保管に関する制限についても、公示内容の充実とその周知によって対応することが可能と考えます。 また、この方法であれば、包装資材、カタログ、ラベル等の変更に伴う実務負担を軽減できるほか、将来的な制度変更についても、公示内容を更新することで柔軟に対応しやすくなると考えます。（輸出目的の保管に対する規制自体に反対する趣旨ではなく、規制内容を適切に周知するという目的を確保しつつ、実務上の負担をできる限り抑える方法を求めるものです。）	表示文言の変更は、改正法により、種苗等の海外持出しの前段階である海外持出し目的での保管にも育成者権の消尽の例外として育成者権の効力が及ぶこととされたことを踏まえ、当該改正に伴う制限範囲の拡大がより伝わりやすくなるように、かつ、当該表示の効果を可能な限り高めるために行うものです。 なお、事業者による表示変更には一定の期間がかかることが想定されるため、２年間の経過措置を設けており、この間は事業者が旧表示を使用することも可能としています。
19	現在、当社で使用している「海外持出禁止（公示（農水省 HP）参照）」の表示について、改正法施行後も引き続き使用できる取扱いとしていただきたい。 「海外持出禁止」という現行表示は、海外への持出しを禁止する趣旨を端的に示すものであり、今回新たに規制対象として追加される輸出目的での保管についても、海外への持出しに至る一連の行為として、現行表示の趣旨に包含されるものと考えます。また、当該表示は現行制度において適法な表示として認められており、この表示を使用した包装資材やラベル等が既に製作され、事業者において使用されています。今回新たに追加される輸出目的の保管に関する具体的な制限内容については、農林水産大臣の公示において明確にすることにより対応し、今回の改正のみを理由として、既存の適法な表示について一律に変更を求める必要はないと考えます。 特に現在、中東情勢等を背景として、原油・ナフサ等の原材料について供給面での不安や価格上昇が生じ、包装資材の調達コスト等への影響も懸念されています。このような状況下において、既に製作・調達済みの包装資材について表示変更を求めることは、現場に追加的な作業負担やコストを生じさせ、場合によっては種苗の販売価格にも影響を及ぼす可能性があります。 したがって、制度目的を確保しつつ、種苗の安定供給及び事業者の実務負担にも配慮する観点から、現	

	在適法に使用されている表示については、改正法施行後も継続して使用できる取扱いとしていただきたい。	
【経過措置の期間についての御意見】		
20	（意見） 仮に現行表示の継続使用が難しい場合には、既存の包装資材や流通在庫の実情を十分考慮した 2 年間程度の経過措置を設けることを要望します。 （理由） 種苗会社によっては、ナフサ不足への対応等から包装資材を少なくとも１年以上先の出荷分までまとめて作成済みというケースもあります。このため、既存資材の有効活用に加え、資材廃棄の削減や環境負荷低減の観点からも、可能な限り現行表示を継続使用できる取扱いが望ましいと考えておりますが、仮に現行表示の継続使用が難しい場合には、既存の包装資材や流通在庫の実情を十分考慮した経過措置を設けることをご検討いただきたいと思います。	意見公募にて寄せられた御意見を踏まえて再検討を行い、経過措置の期間を２年間に変更することとしました。
21	仮に表示変更を必要とする場合には、既に製造・調達済みの包装資材等を合理的に使い切ることができるよう、十分な経過措置を設けていただきたい。	
【表示内容の変更の周知についての御意見】		
22	表示ルールの変更に関する現場への丁寧な周知について 「海外持出禁止」等の制限表示に関して新たな表記区分が導入されますが、流通や栽培の現場で新旧の表示が混在し、意図しない違反やトラブルが生じるリスクがあります。単に省令・政令を改正するだけでなく、高齢の生産者や現場の事業者が直感的に理解できるよう、わかりやすい広報や説明の場を十分に設けてください。	海外持出し等の制限に関する表示や経過措置については、当省ホームページでの情報発信、法改正に伴う説明会の開催、Q&A やパンフレット等の各種資料の作成・公表など、様々な機会や媒体を通じて、関係者への周知に取り組んでいます。 引き続き、こうした取組を通じて制度の理解促進を図り、円滑な制度運用に努めてまいります。
23	意見の趣旨 令和９年１１月３０日まで従前の表示を使用できる経過措置が設けられていることから、今後公表されるガイドライン等において、旧表示が付された種苗についても令和８年１２月１日以降は輸出目的保管が制限される場合があることや、経過措置期間中に事業者がどのように対応すればよいかを具体的に説明すると、関係者が新制度へ円滑に移行しやすくなると考える。	

	意見の理由 経過措置期間中の対応をガイドラインで説明することについて 省令案では、新たな表示義務は令和８年１２月１日に施行される一方、令和９年１１月３０日までは従前の表示によることができるとされている。 したがって、この約１年間は、例えば従来の「海外持出禁止」という表示が付された種苗であっても、法令上は輸出目的保管まで制限される場合が存在することになる。 この期間に、旧表示が付された商品についても新制度の適用関係を確認できるよう、今後公表されるガイドラインにおいて、旧表示と新制度の関係、経過措置期間中に利用できる表示、包装資材等を切り替える際の考え方などを具体的に説明すると、関係者が混乱なく新制度に移行しやすくなると考える。	
24	表示方法や公示内容に変更が生じた場合には、関係者への周知を十分に行い、変更内容を正確に把握できるようにすること。	
25	省令案には、令和９年 11 月 30 日まで従来の表示方法によることができる経過措置が設けられています。包装資材や既存の在庫への配慮として、評価しています。ただ、旧表示と新表示が並んでいる間は、表示が違うというだけで、権利制限の範囲や施行時期が違うのだと誤解されないよう、具体的な例を挙げた案内をお願いします。	
26	権利保護の実効性は、規制を強化するだけでは確保できません。農業者、個人育種家、小規模な種苗事業者、地方公共団体等が、表示や許諾条件を容易に確認できる情報提供と相談体制を整備してください。表示変更についても、資材の変更費用や現場の事務負担を把握し、経過措置と併せて必要な支援を行ってください。	

＜専用利用権関係＞

	御意見の内容	御意見に対する考え方
【品種登録簿の記載事項から対価の額等に関する事項を削除することについての御意見】		
1	品種登録規則第 26 条の改正案では、専用利用権の設定登録申請書に記載する事項から、対価の額、支払方法及び支払時期に関する事項が削除されている。 この変更について、記載義務を削除する具体的な理由及び制度上の必要性を明確にされたい。また、改正後において、専用利用権の範囲、権利者及び対価に関する情報を第三者がどのような方法で確認できるのか、登録簿等における情報の取扱いを含めて説明されたい。 対価に関する記載義務の削除が、第三者による権利関係の確認や取引の透明性に影響しないと判断する場合は、その根拠及び検討内容を明らかにされたい。	これまで、専用利用権の設定の対価の額、支払方法及び支払時期（以下「対価の額等」という。）は、当該専用利用権を譲り受けようとする者、当該専用利用権の設定のある育成者権を譲り受けようとする者の情報の取得に資するよう、品種登録簿への登録事項としてきました。 しかし、専用利用権の設定の対価の額等は、育成者権者及び専用利用権者にとって営業上の秘密として扱われることが多い情報であり、その公表は当事者の利益を損なうおそれがあります。また、近年、契約形式が複雑化する中、専用利用権の設定が、技術指導や商標使用許諾等を含む包括的な契約の一部として行われる例もあり、個々の専用利用権に係る対価を切り分けて記載することが困難な場合があります。 品種登録簿は、品種登録制度が育成者の権利を保護しつつ、新品種を広く利用させることにより農林水産業の発展に資することを目的としていることを踏まえ、第三者による閲覧を可能としているものですが、 ①　第三者が権利関係を確認するに当たっては、専用利用権の利用の範囲や権利者等の基本的事項を確認できればよく、仮に専用利用権を譲り受けようとする者等が対価の額等を把握したいと考える場合には、契約締結の交渉を行う中で育成者権者及び専用利用権者に情報提供を請求できること ②　品種登録簿の公開は取引の透明性の確保を目的と
2	取引の透明性を担保すべき 【意見】 専用利用権等の設定登録申請において「対価の額」等の記載義務を削除（品種登録規則第 26 条等）する措置は、企業間の機密保持に理解を示す一方で、独占契約や不当に高額なライセンス料による「囲い込み」の実態がブラックボックス化する恐れがあります。農家が不当な不利益を被らないよう、市場価格の透明性を保つための事後的な実態調査や監視体制をあわせて構築してください。 【理由】 取引が完全に非公開となれば、優良な品種の利用料が不当につり上がり、一般の生産農家の経営を圧迫するリスクがあるためです。	
3	専用利用権に関する情報公開を後退させないでください。 品種登録規則第 26 条の改正案について、専用利用権の設定登録申請における対価の額、支払方法及び支払時期に関する記載規定を削除することに懸念があります。 種苗は食料生産の基盤であり、特に公的機関が育成した品種や公的支援を受けた品種については、独占的な利用権の設定に関する透明性が重要です。対価に関する情報を確認できる仕組みを維持し、情報公開を後退させないでください。	

4	品種登録規則第 26 条の改正案について、公的に育成された品種の利用条件の透明性確保を求めます。 品種登録規則第 26 条の改正案において、専用利用権の設定登録申請に関する対価の額や支払方法等の記載規定を削除することについて、再検討を求めます。 公的な研究機関や都道府県などが育成した品種には、税金や公的な研究資源が投入されている場合があります。そのような品種の利用権が特定の事業者に設定される場合、契約条件や対価に関する情報の透明性は、公共的な観点からも重要です。 農家にとって種苗の価格や利用料は、農業経営の継続を左右する要素です。利用条件の透明性が低下すれば、農家が適切な品種や種苗の調達方法を比較検討することが難しくなるおそれがあります。 そのため、専用利用権に関する対価や支払条件について、登録制度を通じて確認できる情報を不必要に減らすべきではありません。 少なくとも、公的機関が育成した品種や公的支援を受けた品種については、公共性に見合った情報公開を確保し、国民や農家が公的研究成果の利用状況を検証できる仕組みを維持してください。 育成者の正当な権利を尊重しながら、農家が適正な条件で種苗を利用できるよう、透明性を確保した制度設計を求めます。	するものではなく、あえて公表が望ましくない情報まで公表する必要性は乏しいことから、引き続き、専用利用権の設定の対価の額等を品種登録簿に記載し、公表する必要性は乏しいと判断し、専用利用権の設定登録申請書の記載事項から対価の額等を削除することとしたものです。 なお、専用利用権の利用の範囲や権利者等の基本的事項については、引き続き品種登録簿への登録事項とされており、第三者はその閲覧等を請求することが可能です（種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 53 条第１項）。このため、第三者による権利関係の確認は引き続き可能であり、対価の額等を記載事項としないことによって、権利関係の確認に支障が生じるものではありません。 また、育成者権はあくまで育成者権者に付与される私権であり、私法上の個別の契約に係る価格について、品種登録簿を通じた透明性の確保を一律に求めるものではありません。公的機関が育成した品種や公的支援を受けた品種に係る対価の公開の要否については、育成者権者であるそれぞれの公的機関において、必要に応じて判断いただくものと考えています。 さらに、専用利用権が設定されている種苗については、当該専用利用権の設定を受けた者以外は、原則として当該専用利用権の設定行為で定められた範囲内ではその種苗を利用することができません。また、育成者権者から承諾を受けて専用利用権者から通常利用権の許諾を受ける場合（種苗法第 25 条第 4 項）であっても、その許諾条件は当事者間の交渉により定められ
5	品種登録規則第 26 条第 1 項及び改正前第 2 号の削除について 【問題点】 現行の品種登録規則第 26 条第 1 項第 2 号では、専用利用権の設定に関し、対価の額や支払方法・時期について定めがある場合、その内容を登録申請書に記載することとされています。 しかし、今回の改正案では、この第 2 号が削除され、専用利用権の範囲のみを記載する規定に変更されます。 対価や支払条件に関する情報は、権利関係や取引条件の透明性を確保する上で重要です。 登録申請書への記載義務を削除することで、関係者による契約条件の確認や紛争防止に支障が生じないか、重大な懸念があります。 特に、小規模育種家や農業事業者が、情報格差や交渉力の違いによって不利益を受けることがあってはなりません。 【要求】 品種登録規則第 26 条第 1 項について、改正前第 2 号の削除を撤回し、専用利用権の対価や支払条件に関する記載規定を維持するよう強く求めます。	

	少なくとも、削除によって取引の透明性や関係者の権利保護が後退しないことを具体的に確認できる仕組みを整えるべきです。 以上の理由から、特に以下を強く要求します。 品種登録規則第 26 条第 1 項について、改正前第 2 号の削除を撤回し、専用利用権の取引条件に関する透明性を維持すること。	るものであり、専用利用権の設定の対価がその水準を示すものではありません。このため、対価の額等が品種登録簿に記載されないことによって、小規模育種家や農業者が、情報格差や交渉力の違いにより不利益を受けることにはならないと考えています。
6	品種登録規則第 26 条第 1 項第 2 号（改正案による削除）について 【問題点】 現行規則第 26 条第 1 項第 2 号では、専用利用権の設定に関し、対価の額、支払方法、支払時期について定めがある場合、その内容を登録申請書に記載することとされています。 今回の改正案では、この規定が削除されます。 対価や支払条件は、専用利用権の取引における重要な契約条件です。登録申請書への記載義務をなくすことにより、権利関係や取引条件の確認に支障が生じないか、慎重な検証が必要です。 特に、小規模な育種家や農業事業者が、情報格差や交渉力の違いによって不利益を被ることがあってはなりません。 【要求】 品種登録規則第 26 条第 1 項第 2 号の削除に反対し、対価及び支払条件に関する記載規定の維持を強く求めます。 取引の透明性を後退させるおそれがある変更については、現行案を撤回し、関係者の権利保護を優先した規定に改めてください。 以上の理由から、次の事項を強く要求します。 品種登録規則第 26 条第 1 項第 2 号の削除を撤回し、専用利用権の取引条件に関する透明性を維持すること。	
7	取引の透明性を担保すべき 【意見】 専用利用権等の設定登録申請において「対価の額」等の記載義務を削除（品種登録規則第 26 条等）する措置は、企業間の機密保持に理解を示す一方で、独占契約や不当に高額なライセンス料による「囲い込み」の実態がブラックボックス化する恐れがあります。農家が不当な不利益を被らないよう、市場価格の透明性を保つための事後的な実態調査や監視体制をあわせて構築してください。	

	【理由】 取引が完全に非公開となれば、優良な品種の利用料が不当につり上がり、一般の生産農家の経営を圧迫するリスクがあるためです。	
8	独占的ライセンスである「専用利用権」の設定申請において、対価の額や支払方法の記載義務（第 26 条第 1 項第 2 号）を削除することに反対します。公的機関や税金を用いて開発された優良品種の独占取引がブラックボックス化されれば、その負担が許諾料として農家や最終消費者に転嫁されても検証が不可能です。品種登録簿を通じた対価および取引条件の透明性を維持・担保するよう規定を残してください。	
9	品種登録規則第 26 条、専用（独占）利用権の登録申請から「対価の額、支出方法」の記載義務を削除するとあります。しかし、これが削除されると都道府県や公的な機関が育成した品種や公的支援を受けた重要品種の専用利用権などが民間企業に設定された場合の独占権の対価の値段や、農家に転嫁される妥当な許諾料などを、農家や市民納税者が品種登録簿によって確認することができなくなります。趣旨の独占取引を密室化する削除に絶対に反対です。	
10	品種登録規則の一部改正について（第 26 条：専用利用権の設定登録申請における対価等の記載削除） 該当箇所：種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案 第二条（品種登録規則第二十六条第一項第二号の削除） 品種登録規則第 26 条第 1 項第 2 号に規定されていた「登録の原因に定めた対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め」の申請書記載義務を削除することに反対する。 種苗は食料生産の基盤となる公共財的性格を有しており、特定の者に独占的な利用権（専用利用権）を設定する際の対価（ロイヤリティ額）や支払条件の透明性は極めて重要である。特に公的機関が育成した品種や公的支援を受けた品種について専用利用権が設定される場合や、農家に転嫁される許諾料の妥当性を検証するためにも、現行通り対価の額および支払方法・時期の記載義務を維持すべきである。	
11	専用利用権の対価に関する記載義務を削除する理由を説明してください。 品種登録規則第 26 条の改正案について、対価の額、支払方法及び支払時期の記載義務を削除する目的と、取引の透明性に与える影響を説明してください。特に、公費で育成された品種については、事務負担の軽減と、公的資産の利用条件に関する説明責任が両立する仕組みを確保してください。 制度の効果を検証する際には、権利者の収入や登録件数に加え、農業者の種苗購入費・許諾料・手続負担、種苗の安定供給、小規模育種家や地域品種への影響も把握してください。育成者の保護と、農業者	

	が必要な種苗を適切な条件で利用できることの両立を求めます。	
12	品種登録規則の一部改正について（第 26 条：専用利用権の設定登録申請における対価等の記載削除） 該当箇所：種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案 第二条（品種登録規則第二十六条第一項第二号の削除） 品種登録規則第 26 条第 1 項第 2 号に規定されていた「登録の原因に定めた対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め」の申請書記載義務を削除することに強く反対する。 種苗は食料生産の基盤となる公共財的性格を有しており、特定の者に独占的な利用権（専用利用権）を設定する際の対価（ロイヤリティ額）や支払条件の透明性は極めて重要である。特に公的機関が育成した品種や公的支援を受けた品種について専用利用権が設定される場合や、農家に転嫁される許諾料の妥当性を検証するためにも、現行通り対価の額および支払方法・時期の記載義務を維持すべきである。変更する必要はない。	
13	専用利用権の対価及び品種情報の透明性確保について 専用利用権の設定登録申請における対価の額や支払方法等の記載義務を削除するのであれば、特に公的研究機関等が育成した品種について、独占的利用の条件や公的資産の活用状況が十分に検証できなくなることが懸念されます。 契約上の秘密に配慮しつつも、公的機関が育成した品種や公的支援を受けた品種については、独占的利用権の設定条件及び対価の透明性を確保する仕組みを検討してください。また、農家が登録品種と一般品種等を適切に区別できるよう、品種登録情報や特性情報を、農業者にとって確認しやすく、比較しやすい形で提供してください。	
14	品種登録規則　第 26 条 専用（独占）利用権の登録申請から「対価の額・支払方法」の記載義務を削除し、種子の独占取引を密室化する問題。 種子の独占取引がブラックボックス化されてしまいます。	

＜その他＞

	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	意見の趣旨 種苗法施行令第５条第２号として、気候変動等対応品種法第１０条第３項の規定によりされた品種登録出願を優先審査の対象とすることに賛成する。 意見の理由 重要品種を優先審査の対象とすることについて 従来、都道府県等が育成する新品種については、それぞれの地域に適した品種を開発し、当該地域における産地形成やブランド化につなげることを目的として利用される例が多くみられた。 しかし、近年、高温障害、病害等の気候変動に伴う農業上の課題が全国各地で顕在化している。このような課題に対応するためには、高温耐性、病害抵抗性、多収性、省力化に資する特性等を有する優良な品種について、特定の都道府県の区域内でのみ利用するのではなく、県境を越えて必要とされる地域に速やかに普及させるという視点が一層重要となっている。 気候変動等対応品種法における「重要品種」も、「農業をめぐる情勢の変化に対応する形質」を有するとともに、「広域に普及が可能」であることを要件とし、具体的には２以上の都道府県への種苗供給又は利用を制限しないものとされている。また、同法に基づく育成事業では、高温耐性や多収性等の農業上の課題に対応した形質を設定し、育成段階から農業者や実需者による実用性評価等を行うことにより、早期の広域普及を図ることが予定されている。 さらに、農林水産省の資料（令和８年９月２８日農林水産省「種苗関連２法に関する全国説明会」での配布資料１の１）においても、認定された重要品種育成事業に基づいて育成された品種について、出願料・登録料の減免と併せて、優先して品種登録出願の審査を実施することが支援措置として示されている。 したがって、このような重要品種に係る品種登録出願を本政令案第５条第２号において優先審査の対象とすることは、気候変動等に対応した新品種を早期に社会実装し、広域に普及させるという政策目的に沿うものであり、妥当である。	御意見として承りました。
2	意見の趣旨 令和８年改正種苗法により、育成者権者等による譲渡後の登録品種の種苗等について、一定の場合に「輸	

	出する目的をもって保管する行為」にも育成者権の効力が及ぶこととなったことを受け、種苗法施行規則上の表示及び届出様式を整備することに賛成する。 意見の理由 輸出目的保管を規制対象とすることについて 令和８年改正種苗法は、育成者権者等によって国内で適法に譲渡された登録品種の種苗等であっても、一定の国への輸出については育成者権の消尽の例外として育成者権の効力が及ぶ制度について、その実効性を高めるため、輸出そのものだけでなく、その前段階である輸出目的での保管についても育成者権の効力を及ぼすこととしたものである。 種苗が既に国外に持ち出された後には、日本法に基づく権利行使が困難となる場合があることから、海外流出を防止するためには、輸出直前の国内段階で対応できる制度とすることには合理性がある。 農林水産省の説明では、輸出目的の物流では最終的に通関事業者に貨物が委ねられることから、通関事業者向けの貨物であることが一つの判断基準になるとされ、典型例として、（１）空港内の保税区域等に輸出に仕向けられた種苗を保管する場合、（２）輸出用の国内倉庫において海外発送ラベルを付した種苗を通関事業者向けに発送するため保管する場合が挙げられている。 このような法改正を受けて表示・届出制度を整備すること自体については賛成する。	
３	種苗法施行令及び個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案とも反対です。	
４	個人情報保護法施行令の改正についても、変更の必要性と実質的な影響を明確に説明することを求めます。	個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）の改正については、種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号）の条追加に伴う形式的な改正であり、実質的な影響はありません。